

# オンライン資格確認システムについてのご案内

## 1. 【オンライン資格確認システムとは】

来院された患者さんの保険情報及び服薬薬剤、特定健診に関する情報について、個々の医療機関がその場で確認できるシステムでシステム整備が**義務化**されております。

## 2. 【オンライン資格確認システムのご案内】

当院では、**2023年9月1日(金)より** マイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始します。

マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で保険証をご提示いただくなくても窓口設置のカードリーダーを利用することで保険の資格確認が行えるようになります。

詳しくは、「①受付窓口」までお問合せください。

**なお、健康保険証でもこれまでどおり受診が可能です。**

## 3. 【公費負担医療制度をご利用の方】

公費負担医療制度(受給者証、難病医療等)をご利用中の方については、**各種証書のご提示は引き続き必要**となります。従来通り、「①受付窓口」までご提示をお願いします。

## 4. 【診療報酬について】

2023年9月1日(金)よりマイナンバーカードを**利用せずに受診**された場合、

- 初診料に「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1」として6点加算
- 再診料(外来診療料)に「医療情報・システム基盤整備体制充実加算3」として2点加算 されます。

マイナンバーカードを**利用して受診した場合、**

- 初診料に「医療情報・システム基盤整備体制充実加算2」として2点加算
- 再診料(外来診療料)は 点数の加算はありません。

初診/再診		2023年9月～12月まで	点数
初診	マイナンバーカードを利用しない	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	6点
	マイナンバーカードを利用する	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	2点
再診(外来診療)	マイナンバーカードを利用しない	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3	2点
	マイナンバーカードを利用する	—	—

## 5. 【オンライン資格確認でできること】

①マイナンバーカードを健康保険証として利用可能。

**※あらかじめマイナポータルで健康保険証の申し込みが必要です。**

②限度額認定証の申請と提示が不要となります。

③薬剤情報、特定健診情報等の閲覧可能

※マイナンバーカード認証時にご本人の同意が必要。

⇒同意があれば閲覧できかかりつけ以外の医療機関でも患者さんの最新情報が確認でき、いつでも適切かつ迅速な診療・治療が実現します。災害時やおくすり手帳が手元にない場合等にとっても有用です。

## 6. 【顔認証付きカードリーダーのご利用について】

○入院・外来・下記以外の健康診断 ⇒ 1階受付機の横

○人間ドック等社会保険使用の健康診断 ⇒ 2階健診センター受付

